

議案第75号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市
税条例の特例に関する条例の一部改正について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税条
例の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月30日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地
方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出
する。

鯖江市条例 号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく
市税条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税
条例の特例に関する条例（平成19年鯖江市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条」を「第26条」に改める。

第2条中「起算して5年以内」を「令和7年3月31日まで」に改め、同条第1号中
「平成31年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に
関する法律に基づく市税条例の特例に関する条例の規定は、令和6年度以後の年度分
の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前
の例による。

3 この条例の施行の際現に存する対象施設で、この条例による改正前の地域経済牽引事
業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく市税条例の特例に関
する条例第2条の規定に該当するものに係る課税免除については、なお従前の例によ
る。